



第2章 基本構想

1 町の将来像

第4次総合振興計画の将来像は、「笑顔と夢が花咲く、緑あふれるみんなのまち！」と決めました。

第5次総合振興計画においては、第4次総合振興計画の大枠を引き継ぐと同時に、誇りの持てる松伏を発信し続けることにより、次の世代へつなぐことができるよう、「笑顔が未来に広がる」としました。

笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！

「笑顔」には、やさしさあふれる人づくりの意味が込められています。

「未来に広がる」は、誇りの持てる松伏を発信し続け、未来に広く目を向け、何事にも積極的に挑戦し、交流が広がっていく意味が込められています。

「緑あふれる」は、松伏町に住む実感としての豊かさの意味が込められています。

2 まちづくりの視点

誰もが健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくる

子どもから高齢者まで、町民誰もが健康で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。

- ◆生涯にわたり健康で幸せに暮らせるまちづくり
- ◆地域で安心して暮らせるまちづくり
- ◆子どもが輝き、人を育てる心豊かなまちづくり

町民が主体となったにぎわいのまちをつくる

地域コミュニティによる新たな交流や、多様な人材を活かした雇用を図り、活気とにぎわいにあふれたまちづくりを進めます。

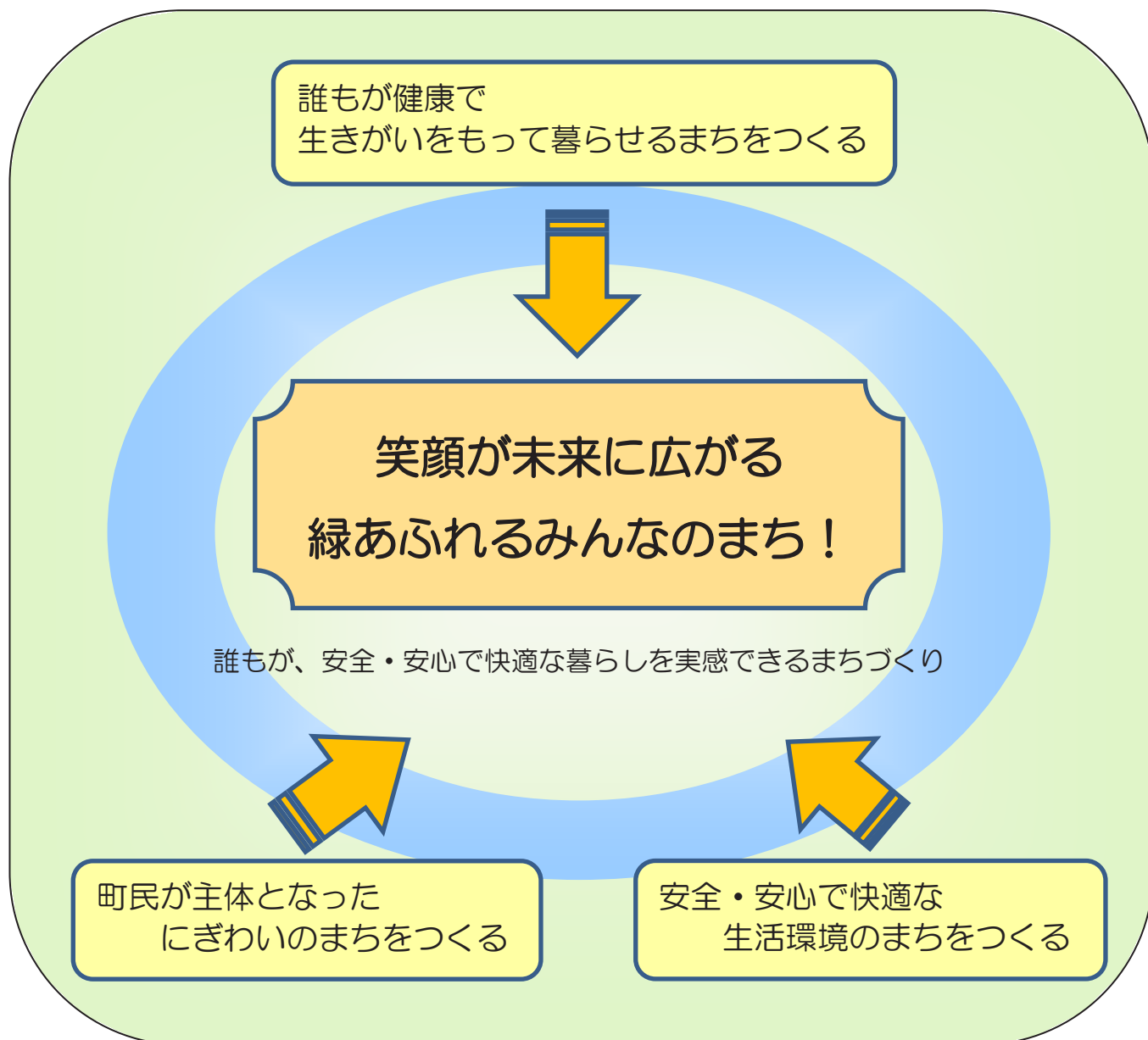
- ◆地域の活性化をめざすまちづくり
- ◆新たな交流ができるまちづくり
- ◆高齢者や女性など多様な人材を活かしたまちづくり
- ◆多様な主体と行政が役割分担した、協働のまちづくり

安全・安心で快適な生活環境のまちをつくる

水と緑にあふれた自然環境のなかで、日常生活から災害時まで、誰もが安全で安心して快適な暮らしのできるまちづくりを進めます。

- ◆災害に強く、安心して暮らせるまちづくり
- ◆犯罪や事故の少ない安全なまちづくり
- ◆環境と共生する快適な居住空間のまちづくり

まちづくりのイメージ



3 将来人口

基本構想目標年度の平成35年度の将来目標人口を**31,000人**と設定します。

コーホート要因法による推計をした結果、本計画の目標年次である平成35年には、30,000人程度になることが予想されますが、土地利用構想の見直しによる地元での雇用機会の促進や住みやすい環境を整備し、地域の定着を図ることによって、目標人口達成をめざします。

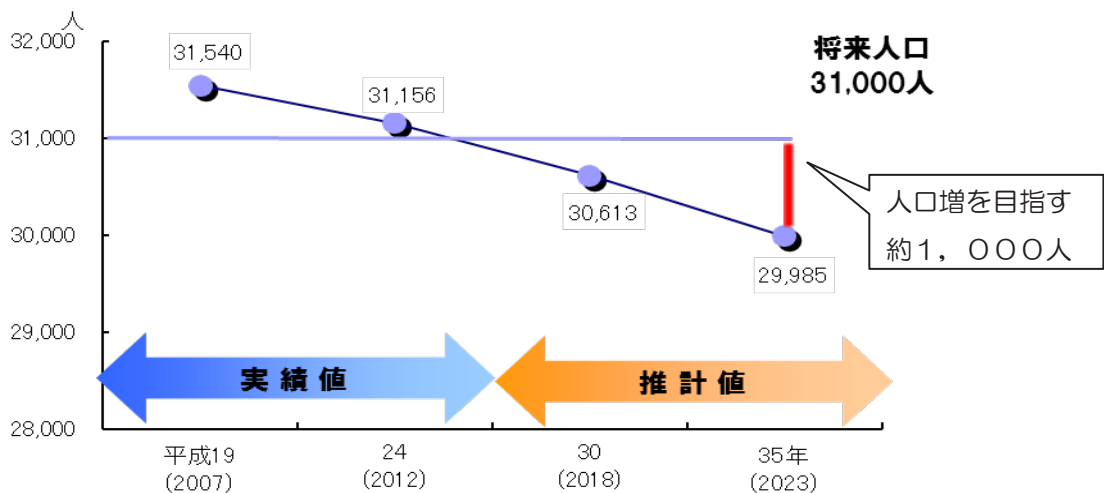
推計人口

年齢階級	実績						推計					
	平成19年(2007年)			平成24年(2012年)			平成30年(2018年)			平成35年(2023年)		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	31,540	15,952	15,588	31,156	15,752	15,404	30,613	15,423	15,190	29,985	15,036	14,949
0~4	1,436	713	723	1,182	644	538	956	496	460	907	469	437
5~9	1,752	884	868	1,491	744	747	1,158	632	526	968	507	461
10~14	1,820	940	880	1,776	903	873	1,414	710	704	1,147	620	527
15~19	1,673	868	805	1,765	916	849	1,679	847	832	1,392	698	694
20~24	1,860	968	892	1,558	804	754	1,676	866	811	1,631	821	810
25~29	1,930	1,014	916	1,575	818	757	1,471	761	710	1,604	829	775
30~34	2,384	1,261	1,123	1,779	958	821	1,559	814	745	1,483	771	712
35~39	2,766	1,436	1,330	2,438	1,269	1,169	1,766	944	822	1,576	823	754
40~44	1,959	1,051	908	2,759	1,451	1,308	2,308	1,239	1,069	1,774	968	806
45~49	1,808	900	908	1,946	1,050	896	2,694	1,424	1,270	2,304	1,239	1,065
50~54	2,099	1,071	1,028	1,784	873	911	2,065	1,102	963	2,663	1,400	1,262
55~59	2,871	1,440	1,431	2,032	1,035	997	1,760	874	886	2,012	1,069	943
60~64	2,215	1,152	1,063	2,790	1,373	1,417	1,922	964	958	1,720	849	871
65~69	1,926	975	951	2,127	1,080	1,047	2,523	1,224	1,299	1,858	915	944
70~74	1,301	635	666	1,815	897	918	2,115	1,042	1,073	2,396	1,138	1,257
75~79	814	365	449	1,142	528	614	1,660	784	875	1,902	897	1,006
80~84	510	182	328	647	262	385	1,040	438	603	1,402	608	793
85~89	278	73	205	361	113	248	531	187	344	786	291	496
90~	138	24	114	189	34	155	317	76	242	461	125	336

資料：住民基本台帳(外国人登録者含む) 4月1日

年齢3区分人口及び構成比

年齢階級	平成19年(2007年)			平成24年(2012年)			平成30年(2018年)			平成35年(2023年)		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	31,540	15,952	15,588	31,156	15,752	15,404	30,613	15,423	15,190	29,985	15,036	14,949
0~14	5,008	2,537	2,471	4,449	2,291	2,158	3,527	1,839	1,689	3,021	1,596	1,425
15~64	21,565	11,161	10,404	20,426	10,547	9,879	18,899	9,834	9,065	18,159	9,466	8,693
65~	4,967	2,254	2,713	6,281	2,914	3,367	8,186	3,750	4,436	8,805	3,974	4,831
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0~14	15.9	15.9	15.9	14.3	14.5	14.0	11.5	11.9	11.1	10.1	10.6	9.5
15~64	68.4	70.0	66.7	65.6	67.0	64.1	61.7	63.8	59.7	60.6	63.0	58.1
65~	15.7	14.1	17.4	20.2	18.5	21.9	26.7	24.3	29.2	29.4	26.4	32.3



4 まちづくりの目標 ～ 主要施策 ～

町の将来像や将来人口を実現するため、まちづくりの目標を次のとおり定めます。

まちづくりの目標

- 1 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり
- 2 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり
- 3 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり
- 4 活気あふれるにぎわいのまちづくり
- 5 利便性の高い快適空間のまちづくり
- 6 安全・安心な暮らしのできるまちづくり
- 7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

また、人口減少時代を迎えるなかで、特に重点的に2つの戦略を進めます。

2つの重点戦略

1 人口増を目指す戦略

全国的に少子・高齢化と人口減少が進むなかで、人口増をめざし、地域のにぎわい・活気をもたらす施策に取り組みます。

2 定住化を進める戦略

本町での暮らしに満足度を高めていくことのできる、安全・安心で快適な暮らしを実感できる施策に取り組みます。

未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり

～ 子育て支援の施策 ～

家庭の大切さや地域のなかでの支え合いを基本にしながら、安心して子どもを育てることができるよう、子育てに係る親の経済的、精神的負担の軽減を図ります。また、ひとり親家庭の自立を支援します。

*子ども・子育て関連3法の施行に向けて、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に向けての円滑な移行を図り、子どもの健やかな発育と発達を支援するほか、仕事と育児が両立できるよう多様な保育サービスや子どもの居場所の拡充を図ります。

学校では、子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、健やかな体をはぐくむための教育を推進します。その推進を図るために、学校施設の整備、就学相談の充実、教職員の資質能力の向上等、学校の教育環境の充実を図ります。また、学校と家庭、地域との連携、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

①子育て家庭への支援

- ◎育児のためのコミュニティの充実
- ◎経済的支援の拡充
- ◎仕事と子育ての両立支援の推進

②子どもが健やかに育つ環境の整備

- ◎幼児教育・保育・子育て支援の一体的な拡充
- ◎母子保健・医療の拡充
- ◎充実した子育て環境の形成
- ◎青少年健全育成の推進

③学校教育の充実

- ◎「生きる力」をはぐくむ教育の推進
- ◎学習しやすい教育環境の充実
- ◎地域・家庭・学校の連携

健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり

～ 健康・福祉・社会保障の施策 ～

住み慣れた地域のなかで、高齢者、障がい者、子どもをはじめすべての町民が健康で豊かな暮らしができるよう、互いに助けあい、支え合う福祉のまちづくりを進めます。

心も体も健康で元気に長生きすることができるよう、ライフステージに応じた健康づくり事業や保健サービスの推進を図ります。また、医療ニーズの高度化や救急医療ニーズの増大に対応するため、医療機関と連携し、地域医療体制を充実させます。

急速に進む高齢化社会のなかで、高齢者が生きがいをもって健康で長生きできるよう、介護予防のための運動機能低下を防止する事業や健康増進事業、生きがいづくりの充実などに取り組みます。また、介護が必要な高齢者にきめ細やかなサービスが提供できるよう、在宅介護サービスの向上と介護福祉施設の充実に努めます。

障がいのある人が、社会の一員として地域で暮らすことができるよう、相談支援や障がいに応じた福祉サービスの拡充に取り組みるとともに、社会参加や就労を支援します。

医療保険制度や介護保険制度の健全な運営を図るほか、公的年金（国民年金）制度の正しい理解を促します。また、生活に困窮している町民への適切な支援に努めます。

①健康づくりの推進

- ◎健康づくりを行う環境の醸成
- ◎スポーツによる健康づくりの推進
- ◎地域保健対策の推進
- ◎地域医療体制の拡充

②地域で支える福祉の推進

- ◎地域福祉活動の促進
- ◎人にやさしいまちづくりの推進
- ◎要援護者の見守り活動の促進

③高齢者福祉の推進

- ◎生きがいづくりの推進
- ◎介護予防の推進
- ◎生活支援の充実
- ◎地域ケア体制の強化

④障がい者（児）福祉の推進

- ◎社会参加の促進と就労支援の推進
- ◎相談支援の拡充
- ◎地域生活支援の拡充

⑤社会保障制度の適正な運用

- ◎医療保険制度の適正な運営
- ◎介護保険事業の適正化
- ◎国民年金制度の周知
- ◎生活自立への支援

町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり

～ 人権・男女共同・地域コミュニティの施策 ～

21世紀は「人権の世紀」といわれ、時代の潮流として人権文化の構築が求められています。町民一人ひとりが尊重されるよう、人権尊重についての理解を深めます。

男女の平等はさまざまな法律や制度で保障されていますが、性別による役割分担意識の是正や、仕事と生活との調和（※ワーク・ライフ・バランス）の実践に向け、取組みを進めます。

町民と行政の協働のまちづくりに向けては、情報の提供や共有に努め、町民がまちづくりに参画しやすい環境を整えるとともに町民と行政の意識改革やそれぞれの役割分担を明確にした上で、協働関係を築きます。

健康づくりや生きがいを求める意識が高まるなか、生涯学習やスポーツ活動が活発に展開されるよう仕組みづくりや環境整備を行い、活動が継続的に行われるよう支援します。また、文化・芸術は人生を豊かにすることから、さまざまな文化・芸術に親しむ機会や場の提供に努めるとともに、豊かな地域文化や芸術をはぐくむ活動を支援します。

外国籍住民の活動と定住化が進むなか、お互いの考えや文化・習慣を尊重しあう多文化共生社会を構築します。また、町民一人ひとりが広い視野を持ち、国内・国外を問わず、積極的な交流活動を行うことを支援します。

①人権の尊重

- ◎啓発・教育活動の推進
- ◎人権相談体制の充実

②男女共同参画社会の推進

- ◎男女平等の意識づくりの推進
- ◎男女共同参画の推進
- ◎男女対等な社会づくりの推進

③協働によるまちづくり

- ◎町民参画の仕組みづくり
- ◎協働の担い手の育成

④地域コミュニティの推進

- ◎コミュニティ意識の啓発
- ◎自治会活動の活性化の促進
- ◎多文化共生の推進

⑤スポーツ・芸術・文化活動の推進

- ◎スポーツ活動の充実
- ◎芸術・文化活動の充実
- ◎多様な学習機会の提供
- ◎広域交流の充実

活気あふれるにぎわいのまちづくり

～ 産業振興の施策 ～

農業は、恵み豊かな自然を継承する役割を果たしてきました。農業従事者の高齢化や後継者不足など、多くの課題がありますが、いのちと健康をはぐくむ重要な産業として、安全でおいしい食の生産を基本に、集落の生産組織の育成、担い手の育成に努め、安定的な生産体制の確立を進めます。また、東京近郊という地の利を活かした※都市型農業の推進や松伏ブランドの推奨、加工により付加価値をつける※6次産業化など、さまざまな取組みにより魅力ある農業振興を図り、活性化に努めます。

工業については、既存企業の経営の安定化のための条件を整備し活性化に努めます。また、(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線が結節する※松伏インターチェンジ周辺の新市街地については、※職住近接をめざした新たな人口増加の受け皿とともに新たな雇用の場を創出する産業集積を進め、新たな企業誘致を図ります。

商業については、既存の小売業の魅力さをさらに高めるため、地域コミュニティづくりと結びつけた活気ある商業を育てます。また、松伏インターチェンジ周辺の新市街地については、※沿道サービス施設の立地誘導を図り、活性化に努めます。

町民が安心して働くことができる、やりがいのある就労の場を確保するとともに、日常の暮らしを支える生活サービスを提供できるよう、コミュニティビジネスへの支援を図ります。

① 農業の振興

- ◎都市型農業の推進
- ◎担い手の確保・育成
- ◎農地の保全・有効利用

② 商工業の振興

- ◎企業誘致の推進
- ◎商工業の活性化
- ◎観光振興への取組み

③ 雇用の促進と勤労者支援

- ◎雇用安定の促進
- ◎勤労者支援の推進

利便性の高い快適空間のまちづくり

～ 生活基盤整備の施策 ～

自然環境と都市的環境が調和した土地利用を進め、安全で快適な生活環境の確保と産業の発展を図ります。また、本町は、豊かな水辺、緑空間、農地などの自然資源を有しています。こうした自然や田園風景の保全に努め、松伏の風土にふさわしい景観づくりに取り組むとともに、町民の参加を図りながら地域に即したまちづくりを推進します。

道路網は、広域的な幹線道路の整備を促進し、町道については計画的な整備と維持管理を図ります。町民の足である公共交通は、バス利用の促進とバス路線の充実に取り組むとともに、*高速鉄道東京8号線の整備促進のため関係団体と連携し要望活動を行い、町民の暮らしを支える公共交通の確保に努めます。

町民の誰もが快適さを実感できるよう、生活環境の基礎的な条件である、地域の特性に応じた下水処理システムの普及拡大と水道水の安定供給を図ります。

身近に水と緑にふれあうことのできる自然環境を、次の世代に引き継いでいくことができるよう、公園・緑地の計画的な整備と、協働による緑化の推進や維持・管理を図ります。

①地域特性に即したまちづくりの推進

- ◎適切な土地利用の推進
- ◎地域の特徴に合ったまちづくりの推進
- ◎景観の保全・活用
- ◎特色あるまちなみ景観の形成

②道路網の整備

- ◎幹線道路の整備
- ◎生活道路の整備
- ◎道路環境の整備

③公共交通の整備

- ◎バス交通の充実と環境整備
- ◎高速鉄道東京8号線の整備促進

④快適な生活環境

- ◎下水道施設の利用促進
- ◎下水道雨水幹線の整備と長寿命化の推進
- ◎合併処理浄化槽の設置促進と維持管理
- ◎上水道の充実

⑤水と緑のネットワークの形成

- ◎公園・緑地の整備充実
- ◎緑化の推進
- ◎水辺空間の利用促進

安全・安心な暮らしのできるまちづくり

～ 生活環境の充実の施策 ～

地球環境問題への理解を深め、町民と行政が連携を図りながら省エネルギーの推進、*再生可能エネルギーの利用と活用を進めます。日常生活のなかで発生する騒音・振動・悪臭といった公害や不法投棄の防止など、安全で快適な生活環境の確保を図ります。

ごみの排出量は、ごみの減量や再資源化により減少傾向にありますが、循環型社会の構築に向け、*4R活動によるごみの抑制と有効活用を進めます。広域によるごみ処理体制の充実に努めます。

日常の安全・安心を確保するため、交通安全対策の推進や地域ぐるみの防犯体制を構築するとともに、消防・救急体制の強化、火災の予防活動などを推進します。

また、大規模な災害に備えて、災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害発生時に生命や財産を守ることができるよう、地域防災力の向上、*災害時要援護者の支援など、総合的な防災体制の充実に努めます。

インターネットや携帯電話の普及により、悪質商法や詐欺事件が横行しています。特に高齢者を狙った被害が増えています。安全な消費生活への支援に向け、消費者被害の未然防止や消費生活相談の充実に取り組みます。

①環境の保全・創造

- ◎環境にやさしい生活スタイルの構築
- ◎良好な生活環境の保全・創出
- ◎環境汚染の防止

②総合的なごみ処理の推進

- ◎ごみの減量化・再資源化の推進
- ◎ごみ処理体制の充実

③交通安全・防犯体制の充実

- ◎交通安全の推進
- ◎防犯体制の充実

④防災・消防・救急体制の充実

- ◎防災体制の充実
- ◎災害に強いまちづくりの推進
- ◎消防・救急体制の充実

⑤安全な消費生活への支援

- ◎消費者の自立の支援
- ◎消費者相談体制の充実

効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

～ 行財政運営の充実の施策 ～

社会経済環境が大きく変化するなかで、多様化、高度化する住民ニーズに素早く対応できるよう*行政改革を推進し、効率的、効果的な行政運営を進めます。

財政については、自立的なまちづくりを推進する上で、欠かすことができない税収の安定化と*自主財源の拡充に取り組むとともに、将来にわたる財政の健全性を確保します。

住民の生活や地域の経済活動が広域化しており、日常的な結びつきの強い近隣自治体と連携・協力した広域行政を推進するとともに、地域全体の発展を考慮した合併について検討を進めます。

①行政運営の改革

- ◎行政改革の推進
- ◎効率的な行政運営
- ◎サービスの向上

②財政運営の改革

- ◎計画的な財政運営
- ◎財源の確保
- ◎財政健全化の推進

③広域行政の推進

- ◎近隣自治体との連携強化
- ◎広域処理業務の充実

5 土地利用構想

恵まれた自然環境を活かしつつ、秩序あるまちの発展を図るため、次の4地域に区分し、土地利用を図っていきます。

また、地域の活性化を図るため、2つの「活性化推進地区」を位置づけ、重点的に土地利用を図っていきます。

●自然環境活用地域

水と緑を活用した憩いと交流の場を形成します。

①水辺空間活用地区

江戸川、大落古利根川、中川の沿川については、豊かな水辺空間を保全することを基本とし、町民の憩いの空間として活用します。

②公園関連地区

まつぶし緑の丘公園、松伏記念公園・総合公園については、より多くの町民の憩いの拠点となるよう公園機能の向上を図り、交流の活性化を促進します。

●田園環境活用地域

農業の振興と生活環境の改善の両立をめざします。

③農業活性化地区

中川沿いに広がる米作地帯では、農業の担い手への土地利用集積を促進します。

④農住環境調和地区

*地産地消などによる都市型農業を推進するとともに、住宅地は、道路や排水路などの整備を進め、周辺との調和を図りながら生活環境の改善を図ります。

●市街地環境整備地域

現在の*市街化区域は、人口が集中している地区として、一戸建て中心の良好な居住環境の整備や保全に努めます。

⑤市街地住環境形成地区

*土地区画整理事業の実施などにより都市基盤施設が比較的整っている地区は、適切な維持管理を進め、居住環境の水準の維持に努めます。

既存の住宅地は、生活道路の改善や小公園の整備などを進め、地区の特色を活かした快適な居住環境の形成をめざします。

⑥商業集積地区

住宅地のなかに商業施設などがまとまって立地している地区については、周辺の住環境や道路網の整備などを進め、集客力の向上を側面から支援します。

⑦沿道サービス地区

周辺の住環境に配慮しながら、沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

東埼玉道路沿いの地域についても、道路開通による交通量増加などの地理的ポテンシャルが期待されることから、周辺環境との調和を図りながら、沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

●工業集積地域

*東埼玉テクノポリスと大川戸地区に整備される工業団地では、企業立地に適切な環境の整備に努めます。また、市街地内ミニ工業団地や新市街地地域との連携を考慮し、周辺環境にとけ込んだ新たな産業団地の整備を図ります。

③工業集積地区

工業集積地区では、周辺の住環境や自然環境に配慮しながら、新たな企業誘致を図ります。

「活性化推進地区」

●職住近接と核づくりによる新市街地地域

(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ周辺は、職住近接をめざした新たな人口増加の受け皿とともに新たな雇用の場を創出する産業集積を進めます。

また、高速鉄道東京8号線の松伏新駅を想定した、町のシンボルとなりコミュニティの要となる交流の場づくりをめざした核づくりに努めます。

●北部地区の拠点区域

老人福祉センターとその周辺地域を北部地区の拠点として位置づけ、多くの町民が集える憩いの場としての機能を充実させ、地域の活性化を図ります。



沿道サービス: 道路に沿って店舗が立ち並び、そのエリアでさまざまなサービスが利用できること。

行政改革: 財政の健全化を進めながらサービスを向上させるため、地方公共団体の事務・事業や組織、仕事のやり方などを見直すことをいう。

高速鉄道東京8号線: 東京都内の豊洲から住吉、押上、亀有から千葉県野田市までを結ぶ路線で、平成12年1月に、運輸政策審議会から「2015年までに整備着手することが望ましい」と答申された路線のこと。本町では、町内への駅の設置を含めた路線の誘致活動を実施している。

子ども・子育て関連3法: 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された次の3つの法律を「子ども・子育て関連3法」と呼ぶ。

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

災害時要援護者: 高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦など、災害時に支援が必要な人。

再生可能エネルギー: 自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。新エネルギー(中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど)、大規模水力、及び波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

市街化区域: 都市計画法により定められた区分で、市街化区域はすでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

自主財源: 地方自治体の財源には、自らの権限で収入しうる財源と、国を経由する財源で自治体の裁量が制限されている財源とがあり、前者を自主財源と呼び、後者を依存財源という。主として地方税であるが、そのほか使用料や手数料なども自主財源である。

職住近接: 職場と家庭生活を営む住居とが近接していること。

地産地消: 地域で採れた農産物をその地域内で消費すること。

都市型農業: 食糧供給機能だけでなく、都市に求められる緑の供給、都市空間、環境保全、防災などの諸機能を果たす農業。

土地区画整理事業: 都市計画区域において、公共施設の整備と宅地の利用を高めるため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行うこと。土地所有者などから土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園などの新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図る。

東埼玉テクノポリス: 本町と吉川市にまたがる工業団地の名称。吉川・松伏工業団地から改称された。

松伏インターチェンジ: 本町を南北に縦断する予定の(都)東埼玉道路と東西に横断する予定の(都)浦和野田線の結節点をこのように通称している。

4R活動: 「不要なものは手に入れない(Refuse)」「できるだけごみを出さない(Reduce)」「使えなくなるまで繰り返し使う(Reuse)」「使えなくなったものは再び資源として活用する(Recycle)」の略。

6次産業化: 農林水産物の生産(1次産業)から加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)まで「1×2×3」をまとめて手がける取組み。

ワーク・ライフ・バランス: 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

